

群馬県ツキノワグマ適正管理計画
(第二種特定鳥獣管理計画・第二期計画)

平成29年3月
(一部変更平成31年3月)
群馬県

目次

1	計画策定の目的及び背景	1
	(1) 目的	
	(2) 背景	
2	管理すべき鳥獣の種類とその特徴	1
	(1) 獣種	
	(2) 生態及び行動の特徴	
3	計画の期間	1
4	管理が行われるべき区域	2
5	これまでの経過と現状	3
	(1) これまでの取組とツキノワグマ適正管理計画(任意計画～第一期計画)の評価	
	(2) 現状	
6	管理の基本方針	2 5
	(1) 群馬県鳥獣対策基本方針	
	(2) 計画の基本方針	
7	管理の目標	2 6
	(1) 被害防除	
	(2) 生息環境管理	
	(3) 個体群管理	
8	目標達成のための施策	2 7
	(1) 地域計画の策定	
	(2) 被害防除対策	
	(3) 生息環境管理	
	(4) 個体群管理	
	(5) 錯誤捕獲の防止・放獣	
9	モニタリング等の調査・研究	3 1
1 0	その他管理のために必要な事項	3 2
	(1) 人材育成	
	(2) 野生獣肉の資源利用	
	(3) 広域的な連携（隣接県・国有林との連携）	
	(4) 情報公開及び普及啓発	
1 1	計画の実施体制	3 2
	(1) 県	
	(2) 市町村	
	(3) 農林業者等住民	
	(4) その他行政以外の関係者	
	(5) 検討・評価機関	

1 計画策定の目的及び背景

(1) 目的

科学的・計画的な管理の実施により、ツキノワグマ（以下、「クマ」という。）の地域個体群の安定的な維持に配慮しつつ、農林業被害の軽減及び人身事故の発生の防止を図り、もって人とクマの適切な関係の構築を図ることを目的とする。（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）（以下「鳥獣保護管理法」という。）第 7 条の 2 に基づく第二種特定鳥獣管理計画）

(2) 背景

森林の生態系の重要な構成者であるクマは、本州最大の陸生哺乳類である。国際自然保護連合の世界の希少種リスト（レッドリスト）では、「絶滅危惧種」に指定され、環境省の日本絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）では、本県以外の国内 6 地域が「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されている。県土の 67% を森林が占める本県において、クマは自然の豊かさを表す代表的な動物であり、自然生態系の頂点に位置するクマが生息できる環境を将来にわたり守っていくことは、本県の自然環境を保全する上で重要である。一方で、近年ではクマによる農林業被害・人身被害等の発生によりクマと人との軋轢が生じており、クマの地域個体群の安定的な維持と人間との軋轢の軽減の両立が求められている。

2 管理すべき鳥獣の種類とその特徴

(1) 獣種

ツキノワグマ (*Ursus thibetanus*)

(2) 生態及び行動の特徴

クマは、体長 110～130cm、体重約 60～150kg の大型動物であり、非常に優れた聴覚・嗅覚を持っている。高い音には敏感であり、笛や鈴などによってクマとの遭遇を回避できると言われている。行動は広範囲に及び、オスで 10～250km²（平均 30～50km²）、メスで 4～100km²（平均 20km²）程度と言われている。食性は、植物性に偏った雑食性であり、春から初夏にはブナなどの新芽や草本類などを採食する。夏は、昆虫・動物質の採食割合が年間で一番多くなるが、哺乳類の採食量は個体差が大きいと言われている。冬眠を控えた秋は体内に脂肪を蓄積するために、ブナやミズナラなど堅果類の餌資源を大量に採食する。そのため、堅果類の豊凶によってクマの行動は大きく変化し、凶作年はクマが人里へ大量出没する傾向にある。冬期は樹洞、土穴などで越冬し、雪解け頃から活動を始める。出産は 2～3 年おきに 1 回、平均産子数は 1.7 頭であり、ニホンジカやイノシシと比べて繁殖率が低いのが特徴である。そのため、強い捕獲圧により個体数が減少すると回復に時間がかかる動物である。

3 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までとする。

ただし、クマの生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて適宜、計画の見直しを行う。

4 管理が行われるべき区域

ツキノワグマ保護管理検討会（環境省自然環境局設置）が提案する地域個体群の保護管理ユニットによると、本県に分布するクマは、越後・三国地域個体群と関東山地地域個体群の2つの地域個体群から構成されている。

近年の遺伝子解析により明らかになってきた地域個体群の解析結果を踏まえると、2つの地域個体群の境界が吾妻地域内にあると推測されるが、本計画では、適正管理計画を円滑に進めるための便宜上、（環境）森林事務所の管轄区域を単位として、第一期の適正管理計画と同様の区分とした。

適正管理の対象とする地域個体群と構成する市町村は、表－1のとおりである。

表－1 各地域個体群の対象となる森林事務所および市町村

地域個体群	対 象	
	（環境）森林事務所	市町村
越後・三国	渋川森林事務所	前橋市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町
	吾妻環境森林事務所	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町
	利根沼田環境森林事務所	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
	桐生森林事務所	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
関東山地	西部環境森林事務所	高崎市、安中市
	藤岡森林事務所	藤岡市、神流町、上野村
	富岡森林事務所	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町

図－1 地域個体群の区域と（環境）森林事務所の管轄区域



※ 図内の黒い太線は2つの地域個体群の境界線

5 これまでの経過と現状

(1) これまでの取組とツキノワグマ適正管理計画（任意計画～第一期計画）の評価

近年、クマが人里へ出没することにより人的被害及び農林業被害を引き起こしており、全国的にクマと人間との軋轢が社会問題化している。本県においても、果樹や飼料作物などへの農業被害が恒常化しているとともに、スギ等の造林木が剥皮されるなど林業被害も深刻化している状況にある。

そのため、本県では任意計画として、「群馬県ツキノワグマ保護管理計画（第一期）」（計画期間：平成12年度～平成18年度）及び「群馬県ツキノワグマ保護管理計画（第二期）」（計画期間：平成19年度～平成23年度）を策定し、クマの適正な管理を実施するとともに、農林業被害の軽減と人身事故の防止を図るための対策を講じてきた。平成24年度に鳥獣保護法（現名称：鳥獣保護管理法）に基づく法定計画として「群馬県ツキノワグマ適正管理計画（第一期）」を策定した。同法の改正により、「群馬県ツキノワグマ適正管理計画（第一期）」を見直し、引き続き科学的、総合的な対策に取り組んできたところである。

現在、クマの分布は、県内の生息可能地域のほぼ全てに及んでおり、以前は見られなかった市街地等での目撃も発生している。また、農林業被害のみならず、毎年人身事故が発生していることから、今後も人身被害等の発生が懸念される。

ア 被害防除対策

(ア) 農業被害対策

農地への侵入を防ぐための電気柵等の防止柵の設置が進んでいる。平成17年度から、柵設置の対象獣種としてクマが明記されており、平成26年度までにクマを対象とした柵延長は55,580m（電気柵のみ）となっている。しかしながら、農業被害額は減少傾向にはない。電気柵等の防止柵は適切な設置に加え、定期的な点検や適切な維持管理が必要であり、設置者に対して啓発を進めている。

(イ) 林業被害対策

平成18年度から、クマによる剥皮被害を防止するための樹幹巻き資材（テープ巻き、防止帯）の設置が進んでおり、平成26年度までに694ha（テープ巻き191ha、防止帯503ha）に設置した。平成25、26年度に、林業被害が最も多く発生していた桐生森林事務所管内の桐生市及びみどり市において集中的に樹幹巻き資材の設置を進めたことにより、平成26年度以降の林業被害が減少した。

(ウ) 人身被害対策

県のホームページや市町村の協力によるホームページ、広報車、看板、メール等により注意喚起を行い、人身被害防止のための普及啓発を行っている。しかしながら、平成17年以降、人身被害が利根沼田環境森林事務所管内地域を中心に毎年発生しており、今後新たにクマの出没が予想される地域も含め、継続的な普及啓発が必要である。

(エ) 出没抑制対策

平成19年度から平成26年度にかけて、野生獣類の出没抑制対策を実施した。人家周辺の里山の放置森林を対象に見通しを良くする等の除間伐337.8ha、林内の藪